

湯梨浜町中学校跡地施設等の活用方針（案）

1 活用の基本的な考え方

町では中学校統合に伴い、平成 31 年 3 月に廃校になった北浜中学校、東郷中学校の跡地施設について、町内の産業、文化、福祉、PTA 団体の代表などの住民が主体となった「湯梨浜町学校跡地施設利用検討委員会」、当該用地の市場性・利活用の可能性を明らかにし民間事業者との対話を通じて、アイデア・提案を募る「サウンディング型市場調査」の結果などを踏まえ、当該跡地施設の価値を最大限引き出し、まち・地域の魅力向上のために有効に機能させるため、検討を行ってきました。

検討にあたっては、以下の視点を重要視し、この度活用方針をとりまとめました。

視点その 1 立地特性

地域の立地特性や資源を活かし、その潜在能力を最大限発揮することができる活用方法であること。

視点その 2 他の大型事業や重要施策との整合性や行政需要への対応

「湯梨浜町総合計画」や「湯梨浜町まち・ひと・しごと創生総合戦略」などの町計画や重要施策との整合性を図るとともに、住民全体の利益という観点に立って総合的な行政需要に対応することができること。

視点その 3 経済性・財源投入の妥当性

耐震補強を含む改修、整備等の初期費用及び管理や運営のための維持費用と活用による得られる利益との比較により一定の効果が得られ、将来世代に過度な財政負担を強いることなく、世代間公平性が確保されること。

視点その 4 他の市町村と差別化が図れ、優位性・独自性を打ち出すことが可能か

人口減少の克服に向けて、持続可能な地域社会を維持発展するために、他の市町村と差別化が図られ、町の強みを活かし、優位性・独自性を打ち出すことができること。

2 跡地施設等の活用方針（案）

旧北溟中学校エリア（北溟中学校、羽合体育館）

■建物の存廃について

- ・北溟中学校体育館については、社会体育施設として利用する。
- ・北溟中学校体育館以外の施設及び羽合体育館については解体する。

■土地の利活用方法について

- ・用地の一部については、たじりこども園の移転先とする。
- ・体育館及びたじりこども園用地以外の土地（羽合体育館用地を含む。）については、民設民営による企業の誘致のための用地として活用する。

■土地の使用方法について

- ・賃貸借または売却のいずれかとする。

■利活用について

企業誘致

◇対象事業者

- ・原則、対象用地を一体として利用する事業者とし、また複合施設としての利用も可とする。

◇業種、形態等

- ・サテライトオフィス・貸しオフィス
- ・工場（当該用地にはたじりこども園の移転が予定され、また周辺地域は住宅地であるため、これらの周辺の環境と調和が取れる業種）
- ・地元の産物・産業を利用した製造・加工・販売を行う事業
- ・地域活性化、産業振興等に寄与する事業
- ・その他、地域の雇用促進が図られる事業

旧東郷中学校エリア（東郷中学校、東郷学校給食センター、東郷運動場）

■建物の存廃について

- ・東郷中学校体育館については、社会体育施設として利用する。
- ・東郷中学校体育館以外の学校施設については解体する。東郷学校給食センターについては原則として取り壊すが、現状のまま、民営で有効な活用が見込める場合はその限りではない。

■土地の利活用方法について

- ・体育館以外の学校施設（校庭を含む。）、東郷運動場及び東郷学校給食センター（東郷学校給食センターを取り壊した場合に限る。）の土地については、民設民営による企業の誘致のための用地として活用する。

■土地の使用方法について

- ・賃貸借または売却のいずれかとする。

■利活用について

企業誘致

◇対象事業者

- ・原則、対象用地を一体として利用する事業者とし、また複合施設としての利用も可とする。

◇業種、形態等

- ・IT企業等の先端技術産業
- ・農業、温泉、東郷池など地域の特性を生かせる事業
- ・地域活性化、産業振興等に寄与する事業
- ・周辺の公共施設との連携ができ相乗効果が期待できる事業
- ・その他、地域の雇用促進が図られる事業

【提出先・問い合わせ】

湯梨浜町役場 企画課 TEL 0858-35-5304

FAX 0858-35-3697/e-mail ykikaku@yurihama.jp